

函館中央病院 倫理要綱

【職員職業倫理】

1. 職員は医療人としての職責の重大性を認識し、基本理念の「心ある医療」に基づいて業務を遂行します。
2. 職員は患者さまの権利とプライバシーを尊重し、常に患者さまの利益を守ることをなによりも優先するよう努めます。
3. 職員は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに法規範を遵守します。
4. 職員は生涯学習の精神を持って、互いに尊敬し、協力して医療の実践に尽くします。

【臨床倫理の方針】

1. 当院では患者さまの人権や自己決定権などに配慮した「患者さまの権利(当院規定)」を遵守し、安全で質の高い医療を提供します。
2. 当院で倫理的側面からの配慮や検討が必要と思われる医療行為(先端医療・臓器移植・人工妊娠中絶・遺伝子解析など)や臨床試験(治験)・臨床研究を実施する際は関係法規及び当院の定める各種規定を遵守し、各種診療指針・ガイドラインを参考とします。
3. 当院では生命の尊厳に関わる医療(終末期医療・安楽死・尊厳死・延命治療・リビングウィルなど)や個人の信仰、信条に関わる問題(輸血拒否など)については、患者さまやご家族の意向を尊重し、方針を決定します。その際は関係法規及び当院の定める各種規定を遵守し、各種診療指針・ガイドラインを参考とします。
4. その他、医療行為の妥当性や倫理的配慮が必要な問題については、外部委員を含めた当院の「倫理委員会」において十分な検討を行います。

